



トピックス	TOP	MPD
S・A	18~23	18~23
論文	7・8	5

現行犯逮捕



現に罪を行い、又は現に罪を行い終わった者を現行犯人とする(刑訴法212条1項)。左の各号の一にあたる者が、罪を行い終わってから間がないと明らかに認められるときは、これを現行犯人とみなす(刑訴法212条2項)。

- 一 犯人として追呼されているとき。
- 二 贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる兇器その他の物を所持しているとき。
- 三 身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき。
- 四 誰何されて逃走しようとするとき。

現行犯逮捕の意義

現行犯人は、①狭義(固有)の現行犯人と、②準現行犯人に分類され、これらの者に対して、令状なしに身柄を拘束することを現行犯逮捕という。令状が不要なのは、罪証が十分にあり、逃亡を防止して逮捕する必要性が高いからである。

狭義(固有)の現行犯人

① 意義

- (1) 狭義の現行犯人とは、現に罪を行い、又は現に罪を行い終わった者をいう(刑訴法212条1項)。
- (2) 「現に罪を行い」とは、現に犯罪を行っていることをいう。
- (3) 「現に罪を行い終わった者」とは、犯罪を行い終わった直後及びこれと接着した時間的な段階にある者をいう。

現行犯人といえるための要件

- ① 犯罪と犯人の明白性
被疑者が特定の犯罪の実行行為者であることを、逮捕者が明白に認識できること。
- ② 犯罪の現行性・時間的接着性の明白性
被疑者が現に犯罪を実行しつつあること、又は特定の犯罪を実行し終わった直後の段階にあることを逮捕者が明白に認識できること。



② 現行犯人に当たる事例

犯行終了時から時間が経過すればするほど、また、犯行現場から犯人が遠ざかれば遠ざかるほど、現行犯性は希薄になる。よって、時間的要素については30~40分、場所的要素については200~300メートル以内が現行犯人のおおよその目安であると解されている。

具体的状況下で、それぞれの事情に照らして判断されるべきものだから、あくまでも目安だよ。



「現に罪を行い終わった者」に当たるとされた事例

- 住居侵入事件発生の直後、警察官がその急報を受けて自転車で現場に駆けつけ、現場から約30メートル離れたところで犯人を逮捕した事例(最決昭33.6.4)。
- いわゆる定域測定式による走行車両の速度違反取締り中、合図係、測定係及び記録係が互いに協力して現認した被疑者を、定域区域の出口から約300メートル離れた地点に配置されていた停車係が記録係の通報によって停車させ逮捕した事例(東京高判昭41.1.27)。

準現行犯人

① 意義

準現行犯人とは、罪を行い終わってから間がないと明らかに認められる者であって、刑訴法212条2項各号のいずれかに該当する者をいう。各号は、限定的列挙である。

一般的要件	個別的要件
罪を行い終わってから間がないと明らかに認められる者	犯人として追呼されているとき(1号)
	贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる兇器その他の物を所持しているとき(2号)
	身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき(3号)
	誰何されて逃走しようとするとき(4号)



準現行犯人は、狭義の現行犯人と比較すると時間的接着性の認定が緩やかとなっている反面、それを補うために個別的要件を満たす必要があるんだね。



マンガでTRY 法学論文 刑法



TOPの論文 **4**、TOP・MPDの論文 **3** とリンク！

抽象的事実の錯誤

甲は、友人に会う目的で駅に行ったが、約束の時間より早く到着したため駅のベンチで休もうとしたところ、そのベンチの上に鞆が置いてあることに気付いた。甲は、ベンチに誰も座っておらず、近くに人がいないことから誰かが置き忘れたものと思って、それを領得した。しかし、その鞆は、Aが券売機で切符を買うために一時的に置いたものであった。券売機とベンチの距離は約10メートル、Aがベンチを離れた時間は約1分であった。



問 甲の刑責について述べなさい。

解答・解説は次ページで ➡